

三重県流入車抑制の論点整理

資料 3

三重県流入車抑制に関する以下の論点を検討します。

(1) 対象範囲・対象車両（発着車・通過車）

三重県の自動車NOx・PM法対策地域（以下「対策地域」）は6市町全域（四日市市、鈴鹿市、桑名市（旧多度町を除く）、木曾岬町、朝日町、川越町）となっていますが、これらのうち流入抑制の対象範囲及び対象車両（発着車・通過車）について下記内容を検討します。

（発着車：対策地域に目的をもって走行する車両、通過車：対策地域内を通過する車両）

○ 対象範囲・対象車両（発着車・通過車） 【上段：概要、中段：特徴、下段：導入府県】

		流入抑制対象地域	
		対策地域の6市町全域	国道23号※のみ
流入抑制対象車	【発着車・通過車】	①対策地域全域を対象地域にし、発着車・通過車ともに対象とする。 ・ これまで実施されている対策地域と同様の対象範囲とする。 ・ 対策地域内では流入抑制の対象となる発着車・通過車は走行できない。	③国道23号※のみを流入抑制対象にし、発着車・通過車ともに対象とする。 ・ これまで実施されている対策地域のうち国道23号※のみを、対象範囲とする。 ・ 対策地域のうち国道23号※のみでは、流入抑制の対象となる発着車・通過車は走行できない。
		愛知県（要綱）	—
	【発着車のみ】	②対策地域全域を対象地域にし、発着車のみを対象とする。 ・ これまで実施されている対策地域と同様の対象範囲とする。 ・ 対策地域内では流入抑制の対象となる発着車は走行できない。	④国道23号※のみを流入抑制対象にし、発着車のみを対象とする。 ・ これまで実施されている対策地域のうち国道23号※のみを、対象範囲とする。 ・ 対策地域のうち国道23号※のみでは、流入抑制の対象となる発着車は走行できない。
		大阪府（条例）	—

※「桑名市小貝須（国道258号交差）～四日市市川尻町（国道25号交差）」：H32年度に道路沿道で環境基準超過予測区間

(2) 対象車両（排出ガス規制別車両）

NOx・PM法の車種規制※（ディーゼル重量車）では、「適合車」は、排ガス規制年に応じて、ポスト新長期規制（H21年規制レベル）、新長期規制（H17年規制）、新短期規制（H16年規制）、長期規制（H11年規制）を満たすものいい、「車種規制非適合車」は、長期規制より前の車種をいいますが、このうち、流入抑制の対象車種を、以下のとおり検討します。

※車種規制とは、排出ガス基準に適合しない車両（以下「車種規制非適合車」）が対策地域内では登録できない制度です。また、使用過程車（すでに対策地域内で登録された車）は、猶予期間を越えると車検に通らなくなります。

○ 対象車両（排出ガス規制年）の範囲

対象車両	①車種規制非適合車及び長期規制適合車	② 車種規制非適合車
概要	NOx・PM法の車種規制非適合車に加え、適合車である長期規制車を流入抑制の対象にする。	NOx・PM法の車種規制非適合車のみを流入抑制の対象にする。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車種規制適合車である長期規制車の運行を制限することとなる。 ・ 車種規制非適合車は、ステッカー等により外観上で区別が付きやすいが、車種規制適合車である長期規制車は外観上の区別が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車種規制対象車と同様の車種が対象となる。 ・ ステッカー等により外観上で区別が付きやすい。
導入県	—	大阪府（条例）、愛知県（要綱）

【事務局案 A】（対策地域内全域、発着車のみ、車種規制非適合車のみを流入抑制対象にする場合）

以上の論点について、事務局として検討した内容は以下のとおりです。

論点	選択内容	H23 年調査の前 提※との比較
(1) 対象範囲・対象車両（発着車・通過車）	②三重県自動車NOx・PM法対策地域全域を対象地域にし、発着車のみを対象とする。	○
(2) 対象車両（排出ガス規制別車両）	②車種規制非適合車	×

※次期三重県総量削減計画策定委託業務による調査結果（以下「H23 年調査結果」）では、平成 32 年度において環境基準を達成するためには、対策地域内に目的をもって流入する県内外の非適合車及び長期規制適合車の抑制を図ることが必要であると予測されている。ただし、通過車両は除く。（対策ケース 3）。

（配慮事項）

- ・これまでの対策地域と流入抑制の対象範囲、車種規制の対象車両と流入抑制の対象車両（排出ガス規制別車両）を一致させました。

（課題等）

- ・上記の流入車抑制策は、対策地域内外の長期規制適合車を対象としないことから、H23 年度調査においては、この施策のみでは平成 32 年度の対策地域全域での環境基準達成は難しいとの結果が出ています。

（※この場合、対策地域内の長期規制適合車を対象にするということは、対策地域内に登録されている長期規制適合車を買換する必要があるということを意味します。）

【事務局案B】（環境基準超過が予測される国道23号のみで対策を講じる場合）

論点	選択内容	H23年調査の前 提※との比較
(1) 対象範囲・対象車両（発着車・通過車）	④国道23号のみを流入抑制対象とする。なお、対策地域内を発着する車のみを対象とする。	○
(2) 対象車両（排出ガス規制別車両）	①車種規制非適合車及び長期規制適合車	○
	②車種規制非適合車	×

※H23年調査結果では、平成32年度において環境基準を達成するためには、対策地域内に目的をもって流入する県内外の非適合車及び長期規制適合車の抑制を図ることが必要であると予測されている。ただし、通過車両は除く。また、この流入車抑制を環境基準超過が予測される国道23号のみに適用した場合も、同様に環境基準を達成すると予測されている。

（配慮理由）

- ・対策地域のうち、目標年度の平成32年度において環境基準の超過が見られるのは国道23号沿線のみである。

（課題等）

- ・H23年調査結果では、国道23号のみを流入車抑制の対象とした場合、これまで国道23号を通行していた対象車が国道1号及び周辺道路に流れ込み、渋滞が助長される可能性がある。また、それによる周辺的生活環境が悪化する可能性については、平成23年調査結果では想定していなかったため、今後、この流入車抑制策が、国道1号沿道環境に与える影響についてシミュレーションにより確認する必要がある。なお、国道23号の排出規制区分別構成割合は、普通貨物車でみると、非適合車は14.5%、長期規制車は33.3%となっている。ただし、車種規制非適合車のみを対象にした場合は、H23年度調査においては、平成32年度の対策地域全域での環境基準達成は難しいとの結果が出ています。